

命の可能性



未来につなぐ、

にんようせい
若年がん患者等妊孕性温存治療[※]に関する助成事業が始まりました

※妊孕性温存治療とは、将来自分の子どもを授かる可能性を残すために、がん等の治療前に、卵子や精子、受精卵、卵巣組織の凍結保存を行う治療のことです。

助成対象

カウンセリング費用の助成

指定医療機関で妊孕性温存治療の実施に関する意思決定支援（カウンセリング）を受け、妊孕性温存治療を実施しない人

検体の凍結保存の継続に要する費用の助成

都道府県の妊孕性温存治療の助成を受けて凍結保存した検体の凍結継続に係る費用

助成金額

カウンセリングに要する費用 最大 10,000 円（1回限り）

検体の凍結保存の継続に要する費用（卵子、胚（受精卵）、卵巣組織）最大 30,000 円 / 年

検体の凍結保存の継続に要する費用（精子）最大 15,000 円 / 年

※支払った金額の7割（10円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた金額）または助成上限額の低い方の金額



詳しくは、
市ホームページを
ご確認ください。

横須賀市では、将来子どもを産み育てることを望む若年がん患者等の方が、将来に希望を持ってがん治療等に取り組めるよう、^{にんようせい}妊孕性温存治療に関する費用を助成します。

1. カウンセリング費用の助成

助成の対象となるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定医療機関で妊孕性温存治療の実施に関するカウンセリングを受け、妊孕性温存治療に至らなかった方[*]のカウンセリング費用（医療保険、他の助成を受けている費用分は対象外） 2 意思決定支援（カウンセリング）実施医療機関証明書の作成に要する費用 <p style="text-align: right;">[*]妊孕性温存治療を開始する場合は、神奈川県による助成事業があります</p>
助成の対象となる人	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請日現在、横須賀市に住民登録がある人 2 市税の滞納がない人 3 横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）に規定する暴力団員等ではない人 4 国の要綱に基づく妊孕性温存治療の対象となる人 5 初回カウンセリング実施日における年齢が 43 歳未満の人 6 助成対象のカウンセリングを受け、治療に至らなかった人
助成金額	<p>カウンセリングに要する費用 最大 10,000 円（1 回限り）</p> <p style="text-align: right;">[*]支払金額の 7 割が対象</p>
申請に必要なもの (2～5はすべて写し)	<ol style="list-style-type: none"> 1 横須賀市若年がん患者等妊孕性温存治療に関する助成申請書（第 4 号様式） 2 本人確認書類（運転免許証等） 3 振込口座がわかる書類（通帳等） 4 意思決定支援（カウンセリング）実施医療機関証明書及び文書作成料がかかった場合は文書作成料がわかる領収書等 5 カウンセリングに要する費用がわかる領収書及び診療明細書等

2. 検体の凍結保存の継続に要する費用の助成

助成の対象となるもの	<p>費用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県の妊孕性温存治療の助成を受けて凍結保存した検体の凍結継続に係る費用 2 妊孕性温存治療実施日証明書及び凍結保管機関保存継続証明書の作成に要する費用 <p>回数</p> <p>治療回数：43 歳に達するまでの期間内で最大 2 回まで</p> <p>凍結保存の更新：治療 1 回につき最大 5 回（5 年）[*]まで [*]他の自治体で受けた年数を含む</p>
助成の対象となる人	<ol style="list-style-type: none"> 1～3 「1. カウンセリング費用の助成」の 1～3 と同様 4 国の要綱に基づく都道府県の妊孕性温存治療の助成を受けた人 5 凍結保存の継続に要する費用の支払日における年齢が 43 歳未満の人
助成金額	<ol style="list-style-type: none"> 1 検体の凍結保存の継続に要する費用（卵子、胚（受精卵）、卵巢組織） 最大 30,000 円/年[*] [*]1, 2 とともに支払金額の 7 割が対象 2 検体の凍結保存の継続に要する費用（精子） 最大 15,000 円/年[*]
申請に必要なもの (2～7はすべて写し)	<ol style="list-style-type: none"> 1 横須賀市若年がん患者等妊孕性温存治療に関する助成申請書（第 5 号様式） 2～3 「1. カウンセリング費用の助成」の 2～3 と同様 4 凍結保存の継続に要する費用の金額がわかる領収書及び診療明細書 5 妊孕性温存治療実施日が確認できる領収書や診療明細書等の書類[*] 6 国の規定に基づき都道府県で実施される事業の助成金額決定通知書[*] 7 （複数年分の凍結保存の継続に要する費用を一括で支払った場合のみ）凍結保管機関保存継続証明書（複数年保存用）及び文書作成料がかかった場合は文書作成料がわかる領収書等 <p style="text-align: right;">[*]5, 6 は前回横須賀市から同助成を受けている人は不要</p>

申請方法	<p>健康管理支援課窓口[*]に直接または郵送で提出 [*]市役所・行政センター・役所屋では受付しておりません</p> <p>〒238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目 38 番地 11 ウェルシティ市民プラザ 3 階</p> <p>横須賀市民生局健康部健康管理支援課 市民健診・がん対策推進担当</p>
------	---